



第1972回 例会

2014-15年度RI会長: Gary C.K.Huang
 第2640地区ガバナー: 辻 秀和
 創立: 昭和49年5月15日
 会長: 谷中 順次郎
 幹事: 岡本 博
 会報: 北村 圭司 副委員長



VOL41 No. 37

2015年4月8日(水)

事務所: 田辺市下屋敷町81-10
 きのくに信用金庫田辺支店3F
 Tel 0739-24-6427 Fax 0739-34-5008
 E-mail t-east@mb.alkis.or.jp
 例会: 毎週水曜日 12:30~

司会者

谷中 順次郎 会長

唱歌

“朧月夜”

丸山勇人君



ゲスト

菊池司法書士事務所

代表 菊池正紀様

出席報告

会員数	義務免除	欠席者数	本日出席率
45名	2名	14名	67.44%
3月25日修正出席率 92.68%			
3月平均出席率 93.15%			

ヴィジター

田辺RC

榎本長治様

ニコニコ箱

(敬称略)

- ◇本日は有難うございます。宜しくお願ひします。
卓話謝礼をニコニコ箱に頂きました。 菊池正紀様
- ◇お世話になります。 田辺RC 榎本長治様
- ◇菊池司法書士事務所 菊池正紀様をお迎えして。
後藤 信博、本田 耕二、片井 貢、木村 壽一、
岡本 博、坂本 正人、竹村 英一、谷中 順次郎、
谷本 司、玉置 和男、上原 俊宏、早稲田 清司、
山本 亘、安井 忠雄、吉田 和枝、吉本 正美
- ◇久しぶりでお逢いします。卓話がんばって下さい。
泉 房次朗 奥平 朋久
- ◇本日ニコニコ発表します。
◇園遊会、行って来ます。
◇そろそろ除名ですか？まだまだ、しがみつきますヨ！！
◇大学の入学式に行ってきました。生の佳子さまを見てきました。 今から中学校の入学式に行ってきます。早退おわび。
◇奥様誕生日
いつまでも長生きして下さい。ロータリーの皆様へ。うちのひと美に、お酒を飲んで説教しないで下さい！！
◇結婚記念日
あっ…と言う間に47年も経っていました。今はただ感謝。
佐田 一三 栗山 侑三

会長報告

- 本日のお客様は、菊池正紀司法書士事務所 代表 菊池正紀様をお迎えしています。後ほど宜しくお願ひ致します。

- 4月4日(土) テクスピア大阪において、クラブ青少年・ライラ委員長会議が開催されました。クラブ青少年奉仕委員長 谷本司君に出席して頂きました。ご苦労様でした。
- 4月4日(土) 串本町において、IM第1組の7クラブの会長エレクト会議が開催されました。会長エレクトの坂本正人君に出席して頂きました。ご苦労様でした。
- 4月11日(土) ルミエール華月殿において、地区正常化する会が開催されます。会長として出席して参ります。
- 本日の例会終了後、定例理事会を開催致します。理事・役員の方はお残りください。

幹事報告

- 例会日時変更
◎和歌山中RC
4月10日(金)→4月10日(金)19:00~
場所: ルミエール華月殿 <フリートーキング>
- メールアップ
◎4月2日(木) 大阪狭山RC 坂本君、武田君
◎4月4日(土) クラブ青少年奉仕委員長会議 谷本君
- 回覧
◎田辺市長 真砂充敏様より
「招待状 田辺市合併十周年記念式典
(5月2日(土)午前10時~12時)」
- ◎南方熊楠顕彰会より
「第25回 南方熊楠賞授賞式への参加について(お願ひ)」
「第25回 南方熊楠賞 授賞式 開催のご案内
(5月9日(土)午後1時30分~)」

「熊楠ワークス第45号の送付について ご案内」
「関連講演会・展示案内 萩原博光先生 南方熊楠特別
賞受賞記念講演会」
◎米山梅吉記念館より
「館報 2015年春号（第25号）」
「春季例祭開催のご案内（4月25日（土）午後2時～）」
◎ガバナー事務所より
「御礼（クラブ職業奉仕委員長会議）」
「2015年ロータリー国際大会について」
「クラブ友好推進委員長会議のご案内」
◎「ひじうま報告 第165号」

委員会報告

◎青少年奉仕委員長

谷本 司 君

4月4日（土）テクスピア大阪において、
クラブ青少年・ライラ委員長会議が開催
されました。

クラブ青少年奉仕委員長として出席してきました。参加
資格は30歳までの青少年です。皆さんの会社の社員さん
とかも参加できますので、是非よろしくお願ひします。



クラブ青少年・ライラ委員長会議出席報告
2014年4月4日 大阪府泉大津市（テクスピア大阪）
議題：RYLAセミナープログラムについて
開催目的：リーダー育成
(リーダーシップ養成プログラム)

開催日：2015年5月30日（土）10時～31日（日）15時

開催場所：高野山 恵光院

参加対象：インタークト、ロータークト、米山漣学
生、その他一般

参加資格：12歳から30歳の青少年

定員予定：50名。ですが増員大歓迎です。

セミナープログラム：オリエンテーション・森林セラピー・
写経・奥の院ナイトツアーコース・講演会・グループ
討議・発表・各自感想発表等

講演会講師：佐藤 元相氏（サトウ モトシ）
NNA株式会社取締役

講演テーマ：ナンバー1、リーダー

RYLAセミナー体験発表 RYLA卒業生 合田 友美さん
2011年高野山で参加してグループ行動の中で感じたことはリーダーシップとは「1人ひとりに合った “for you” が出来ること」という考えを持つことが出来ました。
経験から物事に対する自分なりの答えや考え方を持つことが大切だと思いました。

それには関心を持ち、よく知り、深く知り、本質を知り、知識と行動力が必要になり、結果として多くのことを得るようになり自信を持つことが出来ました。

これらの青少年の方たちは国際感覚が必要になると
思います、そのために日本をもっと知り他国の存在によ
って日本を自覚することが大切だと考えます。

4年前の私に変化と成長のきっかけをくださったRYLA
セミナーとロータリアンの皆様に心から感謝しております。
ありがとうございました。

◎会長エレクト

坂本 正人 君

先日、4月4日（土）串本町において、IM
第1組の7クラブの会長エレクト会議が開催
されました。意見交換して情報の共有をして参りました。



本日のプログラム

菊池司法書士事務所

代表 菊池正紀様



「相続が争族とならないように」

人間を含め万物いのちには限りがあります。地球・太
陽・宇宙にも限りがあるといわれます。人間いつかは死
ぬのですが、残された方々に感謝いただくように遺言を
しておきましょう。

遺言の効力

遺言の法的意味は本人の最終意思を確認するもので
あります。

最も重要な機能は、遺産の処分について、被相続人の
意思を反映させることにあります。遺言がない場合は、
民法の規定に従って相続が行われます。これを法定相続
といいます。これに対し、被相続人の意思を尊重するた
め、遺言を作成しておくと、遺産の全体または個々の遺
産を誰が受け継ぐかについて自らの意思を反映させ
ることができます。遺贈の方法により、相続人以外の者に遺
産を与えることも可能です。

遺言でどの財産を誰に相続させるかを明確に記載する
ことにより、相続人は不動産の所有権移転登記を単独で
行うことができます。また、遺言で遺言執行者を指定す
ることにより、預貯金の払戻しを円滑に行うことができます。
このように遺言には、相続に関するさまざまな手
続に関する遺族の負担を軽減するという利点があります。

遺言がない場合、通常、相続手続には相続人全員で共
同して遺産分割協議書を作成し、法務局、金融機関など
に提出しなければなりません。相続人の間で合意が得ら
れない場合、相続人の誰かが行方不明となっていたり、

海外など遠方に居住している場合などには、遺産分割協議書の作成は困難になります。加えて、相続税の申告期限（10か月以内）に分割が確定しない場合は、各種の軽減特例を受けられないなどのデメリットがあります。

遺言の形式

一般に多く使われる方式として「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。相続時のトラブルを防止し、遺言の内容を確実に実現するために、おすすめしたいのは「公正証書遺言」です。

公正証書遺言		自筆証書遺言
概要	公証役場で2人以上の立会人のもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成します。	全文と日付および氏名を自書し、押印します。 遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認（※）手続きが必要です。
長所	内容が明確で、証拠力が高く安全確実で、無効になる懼れがほとんどありません。 偽造・紛失の心配がありません。	いつでも、どこでも作成できます。 だれにも知られずに作成できます。 作成時の費用がほとんどかかりません。
短所	立会人が必要です。 費用がかかります。	形式の不備や、不明確な内容になりがちで、後日トラブルが起きる可能性があります。 偽造・隠匿などの心配があります。

遺留分（いりゅうぶん）

遺言が万能かというとそうではありません。相続人には遺留分という制度があります。遺言があったとしても相続人が受けるべき法定相続分の半分は保障されています。譲ることのできない権利ですね。

遺言書を作成すれば、法定相続人以外の者に全財産を遺贈することもできます。しかし、それでは残された家族が住む家を失い、生活もできなくなるという事態も起こります。こうした、あまりにも相続人に不利益な事態を防ぐため、民法では、遺産の一定割合の取得を相続人に保証する『遺留分（いりゅうぶん）』という制度が規定されています。

相続人の遺留分を侵害する遺言も、当然に無効となるわけではありません。遺留分を取り返す権利行使するかどうかは相続人の自由であり、「自己の遺留分の範囲まで財産の返還を請求する『遺留分減殺請求』（いりゅうぶんげんさいせきゅう）」が行使されるまでは、有効な遺言として効力を有します。

しかし、遺留分を侵害された相続人が、遺留分減殺請求権行使すると、遺留分を侵害している者（受遺者や特別受益者等）は、侵害している遺留分の額の財産を遺留分権利者に返還しなければならず、返還する額をめぐって訴訟になるケースも多く見受けられます。

遺産をめぐる争いを防ぐ意味でも、各相続人の遺留分を考慮したうえで遺言書を作成したほうがよいでしょう。

数多くの相続登記をいたしている経験から述べさせていただきますと、ある程度の割合で相続人間で財産の奪い合いの「争族」になります。

最終的には家庭裁判所の力を借りて遺産分割調停になります。財産の取り合いで兄弟姉妹絶縁のような状況になります。遺言していれば、避けられたであろうことがあります。

それを避けるためにも遺言をお勧めいたします。

ロータリーニュース

～ポリオワクチン開発から60周年～

4月12日は、ジョナス・ソーク博士が1955年にポリオワクチンを開発してから60周年という記念すべき日でした。安全で効果的であるとして今日に至るまで利用されているこのワクチンが大きな後押しとなり、この60年の間に世界におけるポリオ発生数は99%減少しています。現在、常在国は3カ国（アフガニスタン、ナイジェリア、パキスタン）を残すのみとなり、ポリオという恐ろしい病が世界からなくなる日まで、本当に「あと少し」のところまで来ています。

ソーカ博士による不活化ワクチン（IPV）は、世界的なポリオ撲滅活動の進展に欠かせないものですが、このワクチンが広く利用される以前は、米国だけでも年間35,000人がポリオに感染していました。ワクチン導入から2年後の1957年には発生数が90%減少、1979年には米国でのポリオ撲滅が達成されました。

しかし、世界規模でこのワクチンの効果が表れるまでには時間がかかりました。世界規模でのポリオ撲滅への取り組みとして、ロータリーが世界保健機関（WHO）、ユニセフ、米国疾病対策センター（CDC）とともに「世界ポリオ撲滅推進活動（GPEI）」を開始した1988年、実際に125カ国でポリオが子どもたちの健康を脅かしていたのです。それから四半世紀を経た現在、常在国は3カ国となり、ナイジェリアでは現在、ポリオの無発生が8ヶ月継続しており、アフリカ大陸でのポリオ撲滅が目前に迫っています。

GPEIでは現在、ポリオ撲滅最終戦略計画が進められており、今年中に120カ国で不活化ワクチンが導入される予定です。この戦略計画は、GPEIだけでなく、Gavi（ワクチンと予防接種のための世界同盟）と世界最大のポリオワクチン製造元であるサノフィパスツール社が中心となって実施するものです。

同社のオリビエ・シャーメイユCEOは次のように話します。「120カ国以上の国々が不活化ワクチンを導入することによって、ポリオ撲滅の最終章が始まると言えるでしょう。弊社では、経口ポリオワクチン（OPV）から始まったポリオ撲滅活動において、不活化ワクチンが重要な役割を果たすことを、長年の間認識してきました」